解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年八月八日大阪市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一二番三九号
茶屋町東地区市街地再開発組合
代表清算人　松塚　澄夫

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年七月十八日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

大分県中津市大字犬丸一六七四番地
農事組合法人中津東部農事生産組合
清算人　中尾　一子

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十六年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

札幌市中央区南九条西一丁目一番一一号
北海道トラック厚生年金基金
代表清算人　本間　隆

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

東京都中央区築地三丁目四番一三号
東京都電気工事厚生年金基金
代表清算人　中川　正則

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年七月十一日明石市長の解散認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

兵庫県明石市中崎一丁目五番一号　明石市土地区画整理協会内
兵庫県明石市長坂寺土地区画整理組合
代表清算人　西海　正信

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

岡山県倉敷市児島駅前一丁目四六番地
岡山県被服厚生年金基金
代表清算人　河合　秀文

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年五月二十一日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

福岡県行橋市大字須磨園一〇六番地
清算法人椿市土地改良区
代表清算人　井関　繁則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡六戸町大字折茂字前田一七一番地、最後の住所青森県上北郡六戸町大字折茂字今熊二四八番地二八四
被相続人　亡　佐々木勇二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

青森県十和田市西一番町一七番六号二階
いずみ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　花生　耕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区向山四丁目三四番地、最後の住所仙台市太白区三神峯二丁目六番二号
被相続人　亡　菅野正太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

仙台市青葉区片平一―二―二四第一ＳＡＣビル五階
相続財産管理人　弁護士　高橋　博明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市駅前三丁目一六七二番地一、最後の住所山形県米沢市万世町片子三六五番地の七
被相続人　亡　鈴木　繁之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

山形県米沢市金池五丁目一三番三号ＫＲビル金池四〇一　弁護士法人ブレインハート法律事務所米沢オフィス
相続財産管理人　弁護士　遠藤　正紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市下京区四条通西堀川西入唐津屋町五一一番地、最後の住所福島県郡山市緑ケ丘西四丁目一二番地の八
被相続人　亡　中村　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

福島県郡山市鶴見坦二丁目四番二一号
相続財産管理人　平　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県喜多方市上三宮町吉川字反田四一一三番地、最後の住所福島県喜多方市松山町村松字北原三六五六番地一一北原荘
被相続人　亡　今泉　英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

福島県喜多方市字西四ツ谷二四番地一サニープラザ一階一〇三号
相続財産管理人　弁護士　井川憲太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県塩谷郡塩谷町大字船生二八八六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　斎藤　正洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

栃木県大田原市浅香二丁目三三九〇番地一
相続財産管理人　弁護士　室井　淳男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北本市大字下石戸下四五一番地二〇、最後の住所埼玉県北本市大字下石戸下四五一番地二四
被相続人　亡　岩浅　暁照

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六
浦和大熊ビル三階
相続財産管理人　弁護士　中村　弘毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県八潮市大字垳一九五番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　茂木　孝眞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日

埼玉県越谷市弥生町一―四　越谷弥生ビル四階　隅田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河野　邦広